

○学校の警備及び防災

・概要

- (1) 学校は、未成年である児童生徒を多数収容し、一定時間生命を預かっているため、災害の発生に対しては生命の安全が最も大切である。災害を未然に防ぐ施設の適切な管理と、防災体制の確立が必要である。
- (2) 学校の警備
 - ① 校舎管理
 - ② 緊急電話連絡網、関係機関の電話番号
 - ③ 非常通報に対する校内伝達の方法
 - ④ 教職員・児童生徒の緊急避難誘導経路及び避難場所
 - ⑤ 不審者に対応する校内体制の整備
- (3) 防災措置の要点
 - ① 校舎内外の清掃
 - ② 湯沸場等の整頓
 - ③ 点火器具、燃料置き場等の整備
 - ④ 物置各室の完全施錠
 - ⑤ 家庭科室等の使用中、使用後の注意、工作室の清掃
 - ⑥ 火気取扱いの注意
 - ⑦ 電気配線図等の定期点検
 - ⑧ 一般火気所在標示板の整備

・事務処理

	処 理 内 容
計画立案	学校防災計画書を作成し、地教委へ提出する 消防計画を作成し、消防署へ届け出る
実 施	学校の計画により避難、防犯訓練等の実施をする 防火診断を実施する
施設整備	防災施設の整備点検を地教委の指示により年1回実施する

・関係法令等

- (1) 市町村学校管理規則

<参考>

会津若松市公立小・中学校管理規則
第34条

校長は、毎年度当初に学校の警備及び防災に関する計画を立て学校防災計画を教育長に提出するとともに、この計画に基づき、消火、通報、避難等の訓練を定期的実施しなければならない。

・防火管理者選任(解任)届

- (1) 人事異動による転出、その他で解任を必要とする場合はその手続きをとり、新たに防火管理者を選任する。
- (2) 届出書に防火管理者講習会の課程を修了したことを証する修了証書の写しを添付する。
- (3) 解任、選任されたらすみやかに消防署に2部提出する。
- (4) 法根拠
 - ① 消防法 第8条第1項 防火管理者の決定と業務
及び第2項 選任届・解任届の提出
 - ② 消防法施行規則 消防法第8条第2項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、
第4条第1項 別記様式第1号の2の2による届出書によってしなければならない。

・消防計画作成(変更)届

- (1) 消防計画を作成したらすみやかに消防署に1部提出する。
- (2) 法根拠

① 消防法施行規則
第3条

防火管理者は、令第4条第3項の規則により防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ)又は消防署長に届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。

・防火診断

- (1) 別ファイルの「防火診断実施要領」により実施及び報告をする。